

## 訪問看護医療DX情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、みんなのかかりつけ訪問看護ステーションでは、オンライン資格確認を行う体制を整備し運用しており、医療DXを通じて質の高い訪問看護を提供できるように取り組んでおります。

オンライン資格確認によって得たご利用者様の診療情報や薬剤情報等を看護師等が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問看護に活用致します。これにより訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算致します。

- ・2025年5月1日から、訪問看護医療DX情報活用加算50円／月を算定

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

### 【個人情報の取扱いについて】

2025年5月1日  
株式会社デザインケア  
みんなのかかりつけ訪問看護ステーション